

紀南環境広域施設組合規則第5号

紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年5月29日

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

紀南環境広域施設組合の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成25年紀南環境広域施設組合規則第11号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 平成27年における第22条第1項第18号に規定する特別休暇に関する同号の規定の適用については、同号中「7月から9月まで」とあるのは、「6月から10月まで」とする。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。